

# 消防機器早わかり講座

## 地区音響装置

技術基準 [地区音響装置の基準](#)（平成9年6月30日消防庁告示第9号）

設置基準 [消防法施行規則](#)第24条第5号など



地区音響装置

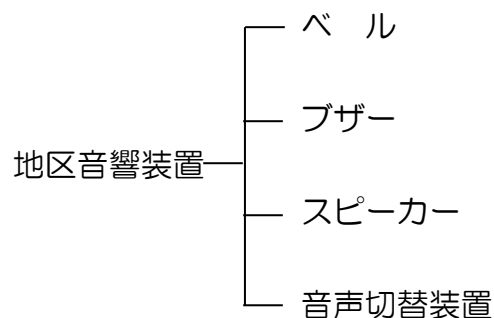
### <地区音響装置とは>

地区音響装置は、自動火災報知設備の受信機又は中継器の地区音響鳴動装置からの信号を受け、音響又は音声により火災の発生を防火対象物の関係者に報知するものです。

また、音声切替装置は、地区音響鳴動装置から、音響により警報を発する音響装置を鳴動させるための信号を受信したとき、音声により警報を発する音響装置に信号を発信してこれを鳴動させるものです。

### 1 地区音響装置の種別

地区音響装置は、次のとおり区分されます。



### 2 構造及び機能

#### (1) 構造及び機能

地区音響装置の構造及び機能は、次に掲げるとおりです。

- ア 確実に作動すること。
- イ 耐久性を有し、ほこりや湿気により機能に異常が生じないこと。
- ウ 腐食しやすい部分には、防食措置を講じること。
- エ 外箱の材料は、不燃性又は難燃性のものであること。
- オ 配線は、十分な電流容量を有し、かつ、的確に接続されていること。
- カ 誤接続のおそれのあるものにあつては、誤接続を防止するための適当な措置が講じられていること。
- キ 部品は、機能に異常が生じないように取り付けられていること。
- ク 充電部は、外部から容易に人が触れることができないように、十分に保護されてい

ること。

キ 公称音圧は、音響により警報を発するものにあつては 90 デシベル以上、音声により警報を発するものにあつては 92 デシベル以上であること。

ク 受信機又は中継器との間の信号を無線により発信し、又は受信する地区音響装置（無線式地区音響装置という。）にあつては、次によること。

（ア）無線設備は、無線設備規則（昭和 25 年電波監理委員会規則 18 条）第 49 条の 17 に規定する小電力セキュリティシステムの無線局の無線設備であること。

（イ）電源に電池を用いる場合にあつては、電池の交換が容易にでき、かつ、電池の電圧が地区音響装置を有効に作動できる電圧の下限值となったとき、その旨の信号を受信機に自動的に発信すること。

## （2）音声切替装置の機能

音声切替装置を備えた地区音響装置の機能は、前（1）によるほか、次に掲げるとおりです。

ア 再生部は、次によること。

（ア）増幅器の最大出力電圧は、1 キロヘルツの正弦波を定格電圧で入力した場合において、定格出力電圧値の 90%以上 100%以下であること。

（イ）音響装置を明瞭に鳴動させることができること。

イ 音声による警報の鳴動は、次によること。

（ア）地区音響鳴動装置から信号を受信した場合において、感知器が作動した旨の警報（感知器作動警報という。）を自動的に発すること。

（イ）感知器作動警報の作動中に地区音響鳴動装置から信号を受信した場合又は一定時間が経過した場合において、火災である旨の警報（火災警報という。）を自動的に発すること。

ウ 音声による警報は、次によること。

（ア）感知器作動信号は、第 1 警報音、音声、1 秒間の無音状態の順に連続するものを反復すること。

（イ）火災警報は、第 1 警報音、音声、1 秒間の無音状態、第 1 警報音、音声、1 秒間の無音状態、第 2 警報音の順に連続するものを反復すること。

エ 警報音は、次によること。

（ア）基本波形は、1 周期に対する立ち上がり時間の比が 0.2 以下の鋸波であること。

（イ）第 1 警報音は、周波数 740 ヘルツの音が 0.5 秒間鳴動した後に、周波数 494 ヘルツの音が 0.5 秒間鳴動することを 3 回反復すること。

（ウ）第 2 警報音は、周波数 300 ヘルツから 2 キロヘルツまで 0.5 秒間で掃引させる音が 0.5 秒間で 3 回鳴動した後に、1.5 秒間の無音状態となるものを 3 回反復すること。

オ 音声は、次によること

（ア）感知器作動警報に係る音声は、女声によるものとし、自動火災報知設備の感知器が作動した旨の情報又はこれに関連する内容とすること。

（イ）火災警報に係る音声は、男声によるものとし、火災が発生した旨の情報又はこ

れに関連する内容を周知するものとする。

### (3) スピーカーの機能

スピーカーの音声による警報を発する地区音響装置にあっては、当該スピーカーの機能は、前(1)によるほか、次に掲げるとおりです。

ア 周波数が300ヘルツ以上8キロヘルツ以下の範囲における入力インピーダンスは、定格インピーダンスの80%以上であること。

イ 周波数が300ヘルツ以上8キロヘルツ以下の範囲において、定格入力電力の正弦波を入力した場合、スピーカーの中心から1メートル離れた点での音圧は、周波数が300ヘルツ以上2キロヘルツ未満の範囲にあっては公称音圧から20デシベルを減じた音圧以上であること。

認証区分 根拠条文 制度の概要	認定評価 消防法施行規則第31条の4 登録認定機関が技術基準に適合することを検査し、合格の表示を付す。消防機関による消防設備等の設置時検査において必要な技術基準に適合していると見なされ、検査手続きが簡略化可能。
-----------------------	---

#### <表示>

##### ○ 型式番号

日本消防検定協会の型式試験において、製品の形状、構造、材質、成分及び性能が、基準に適合するものに付与された番号です。「認評音第〇〇～〇〇号」という型式で、表記されます。

##### ○ 型式適合評価合格の表示

登録認定機関である日本消防検定協会の型式適合評価に合格した製品には、右図のような型式適合評価合格の表示がシール又は印刷等により表示されます。



型式適合評価合格の表示（シール又は印刷等）  
シールの大きさ:縦 15mm×横 15mm  
表示の大きさ:外径 13mm

平成25年4月の型式適合評価依頼分から合格表示（NSマーク）の様式が変更になりました。

